

動薬協会発 60 号
令和元年 7 月 4 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

豚コレラ等の防除に向けた飼養衛生管理基準の再徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（元消安第 1165 号）がありましたので、お知らせします。

元消安第 1165 号
令和元年 7 月 3 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ等の防除に向けた飼養衛生管理基準の再徹底について

平素から家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

今般、豚コレラの発生により、生産者の防疫意識も高まってきているところですが、これまでの拡大疫学調査チームによる発生農家の調査結果をみると、いずれも飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことが確認されており（別添 1）、豚コレラ等の防除に向けて、飼養衛生管理に対する正しい知識の習得と日頃からの徹底に、より一層取り組むことが必要な状況となっています。

つきましては、貴会会員に対し、下記について周知方よろしく願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理基準リーフレット（別添 2）及び農林水産省のウェブサイト（飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、家畜の飼養衛生管理に係る取組事例等を随時更新して掲載（※））を参考に、より丁寧な清掃・消毒・手洗い、畜舎・農場外縁部の消毒など飼養衛生管理の向上に努めること。
2. 家畜保健衛生所の立入検査へ積極的に協力し、指導を受けるとともに、各種講習会への積極的な参加に努めること。
3. 異状（別添 3）を発見した場合は、家畜保健衛生所に直ちに通報すること。

※ http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

